

9月10日は **下水道の日**

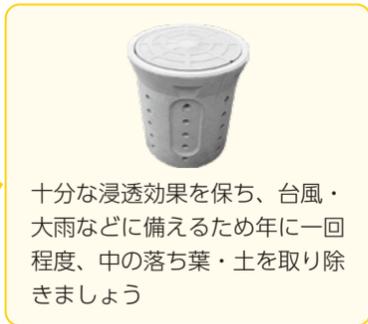
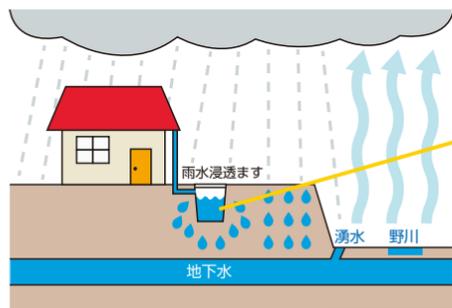
家庭や工場からの汚水は、下水道管を通して多摩川流域の水再生センター(下水処理場)に集め、処理をした後、河川・海へ流しています。快適な生活環境を維持し、大雨による浸水被害から市民生活を守る下水道を快適に使い続けるために、ご協力をお願いします。

- 詰まり・爆発の原因になるため下水道に流してはいけないもの
生ごみ・割りばし・水に溶けにくいティッシュペーパー・油・落ち葉・紙おむつ・生理用品・ガソリンやシンナーなど揮発性の高い危険物
- 油を流さないために
○鍋や皿に付いた油汚れは拭き取る
○残った油はこし器に移し、使い切る
○古い油は吸い取るか、固めて燃えるごみに出す

川や海の良好な水環境を維持するために、下水道に油を流さないで!

.....雨水浸透ますを設置しませんか.....

湧水・地下水の保全に役立ち、大雨のときに下水道管に流れる雨水を抑制し、処理場の負担を軽減する効果があります。既存住宅に設置する場合のみ、費用を市が負担できることがあります。詳しくはお問い合わせください。



十分な浸透効果を保ち、台風・大雨などに備えるため年に一回程度、中の落ち葉・土を取り除きましょう

☎下水道課(内438)

消費者だより 消費生活相談室から

クレジットカードの利用は計画的に

経済産業省の調査では、令和5年のキャッシュレス決済の割合は39.3%で、その内訳はクレジットカード決済が83.5%、スマホ決済のコード決済(二次元コードなど)が8.6%でした。依然としてクレジットカードで支払う人が多いことが分かります。手元に現金がなくても、店舗やインターネットで簡単に商品を購入したり、サービスを受けることができます。その一方で、延滞を繰り返すとカードの利用が停止されたり、その情報が信用情報機関に登録されることで、将来自動車や家などの高額な買い物をする場合に、ローンの審査が通らないこともあります。支払期日を守る習慣を身に付けましょう。



クレジットカード使用時のアドバイス

- 商品の購入やサービスの提供が本当に必要かよく考え、収入や支出のバランスを考えて計画的に使いましょう
- カード番号や有効期限を安易に第三者に見せることや、伝えることはやめましょう
- 利用明細は必ずチェックし、身に覚えのない利用があった場合は、すぐにカード会社に連絡しましょう
- システムトラブルが起きる場合もあるため、交通機関を利用する外出時は、一定額の現金を持つようにしましょう

? **おかしいな、困ったなと思ったら** **消費生活相談室(内224)**

☎月～金曜日(祝日・振休を除く)9:30～12:00・13:00～15:30
☎原則市内在住・在勤・在学・在活の方
土日祝日は**消費者ホットライン ☎188**へ

ファミリー・サポート・センター 援助会員講習会



☎市内で活動ができる心身ともに健康な18歳以上
☎場cocobunjiプラザ ☎定20人(先着)
☎申9月2日(月)～27日(金)に電話または直接〒185-0003戸倉4-14福祉センター内ファミリー・サポート・センター ☎042-300-6061
(月～金曜日9:00～17:00※祝日・振休を除く)
☎子育て相談室 ☎042-572-8138

日時(10月)	内容
17日(木)	10:00～10:30 市の児童福祉(★) ☎子ども家庭部職員
	10:30～11:00 ファミリー・サポート・センター事業概要(★) ☎同センター職員
	11:00～12:00 子どもの健康(★) ☎子ども家庭部職員
	13:00～15:00 保育のこころ (子育て中のママ・パパを支えるために) ☎佐々加代子さん(白梅学園大学名誉教授)
18日(金)	10:00～12:00 子どもの遊び ☎大森靖枝さん(うさぎの森企画)
	13:00～14:00 援助活動の実際(★) ☎同センター職員
21日(月)	10:00～12:00 成長する心とからだ 発達に課題のある子どもへの支援 ☎永田陽子さん(臨床心理士)
	12:10～12:40 活動に向けて ☎同センター職員
22日(火)	10:00～13:10 安全に関わるには(ヒヤリハット検証)(★) 応急救護講習(★) ☎同センター・(公財)東京防災救急協会職員

◆欠席の場合でも、必須科目(★)を含む8割を受講した方は援助会員として登録・活動できます。ただし、残りの科目はおおむね一年以内に受講してください
◆前回までの講習会参加者で未受講の講座がある方は、お問い合わせください

消費者被害の未然防止・早期発見にご協力を

高齢者 **悪質** 商法 被害防止キャンペーン



高齢者の悪質商法被害が後を絶ちません。都は毎年9月を高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間と定め、今年も高齢者への注意喚起と相談の呼びかけや、周囲の人々へ見守りの大切さを知っていただく取り組みを展開します。都と連携し、リーフレットの配架や下記の日程で特別相談を実施します。

事例① 点検商法
「このままだと大変なことになる」など不安をあおる文句で契約を迫られた

STOP! その場で判断しない
少しでもおかしいと思ったら、相談しましょう

事例② 訪問購入(押し買い)
「不用品の買い取り」のほが、強引に貴金属を買い取られた

STOP! 売るつもりのない品物の売却を迫られたら、きっぱりと断りましょう

お気軽にご相談ください

特別相談 を実施
☎消費生活相談室(内224)

9月9日(月)～
11日(水)



☎経済課(内351)